

別添

森林・山村多面的機能発揮対策活動団体支援事業実施要領

平成 30 年 3 月 23 日

一部改正令和 3 年 3 月 31 日

一部改正令和 4 年 5 月 2 日

第 1 事業の目的

この事業は、集落周辺の里山林において、森林の劣化が進み森林の多面的機能の発揮が難しくなっているため、森林所有者や地域住民等が協力して実施する森林の有する多面的機能の発揮を目的とした保全活動及び山村の活性化に資する取組みについて、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整森第 60 号農林水産大臣事務次官依命通知）（以下、「要綱」という。）に基づく森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）に上乗せし助成することにより、その活動等を拡大・促進することを目的とする。

第 2 事業の内容

(1) 対象事業

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 4 条第 2 項の規定により三重森林づくりと学びの里地域協議会（以下「地域協議会」という。）が交付金の採択を行った事業のうち次の区分に係る活動経費について、交付金に上乗せして交付しようとする場合に必要な経費とする。

- ① 活動推進費（初年度のみ）
- ② 地域環境保全タイプのうち里山林保全
- ③ 地域環境保全タイプのうち侵入竹除去・竹林整備
- ④ 森林資源利用タイプ
- ⑤ 森林機能強化タイプ

(2) 助成金限度額（定額）

活動に係る経費が交付金を上回る場合、次の額を限度に助成するものとする。

- ① 活動推進費（初年度のみ）：18,750円
- ② 地域環境保全タイプのうち里山林保全：1ヘクタール当たり
20,000円（初年度）
19,500円（2年目）
19,000円（3年目）
- ③ 地域環境保全タイプのうち侵入竹除去・竹林整備：1ヘクタール当たり

- | | |
|--------------------------|--------------|
| | 47,500円（初年度） |
| | 44,500円（2年目） |
| | 41,000円（3年目） |
| ④ 森林資源利用タイプ：1ヘクタール当たり | |
| | 20,000円（初年度） |
| | 19,500円（2年目） |
| | 19,000円（3年目） |
| ⑤ 森林機能強化タイプ：1メートル当たり100円 | |

(3) 実施期間

毎年度、(1)に掲げる採択した事業の期間とする。

第3 事業の実施

(1) 助成申請書の提出

地域協議会会長は、毎年度、事業実施主体から提出された交付金に係る採択申請書を取りまとめ、要綱第6の規定による交付金交付申請書を農林水産大臣に提出すると同時に公益社団法人三重県緑化推進協会会長（以下「協会長」という。）へ森林・山村多面的機能発揮対策活動団体支援事業助成申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(2) 助成の決定

協会長は、前項の助成申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業実施に必要な経費について助成を決定（様式第2号）する。

(3) 実績報告書の提出

地域協議会会長は、要綱第14の規定による実績報告書を農林水産大臣に提出すると同時に協会長へ森林・山村多面的機能発揮対策活動団体支援事業実績報告書（様式第3号）を協会長に提出しなければならない。

(4) 助成金の支払い

協会長は、前項の実績報告書に基づきその内容を審査し、助成金精算払請求書（様式第4号）に基づき助成金を支払うものとする。ただし、事業実施上協会長が必要と認める場合は、概算払い（様式第4号）により支払うことができる。

第4 事業の変更

地域協議会会長は、要綱第10の規定により農林水産大臣へ変更承認等承認申請書を提出する場合は、同様に協会長へ森林・山村多面的機能発揮対策活動団体支援事業変更等承認申請書（様式第5号）を提出し、事前に協会長の承認を得なければならない。

第5 その他

この要領に定めのない事項については、協会長が別途指示するものとする。

附則

この要領は平成30年度事業から適用するものとする。

この要領は令和3年度事業から適用するものとする。

この要領は令和4年度事業から適用するものとする。